

広島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を東広島市役所の掲示場に掲示した。

令和三年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区予定地の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所 有 者（登 記 簿 上 の 所 有 者）の 氏 名
東広島市高屋町重兼一〇九九	平田 乙助
東広島市高屋町重兼一〇九九	教蓮 才四郎
東広島市高屋町重兼一〇九九	山根 逸平
東広島市高屋町重兼一〇九九	本山 博文
東広島市高屋町重兼一〇九九	教蓮 惣右衛門
東広島市高屋町重兼一〇九九	堀越 吾市
東広島市高屋町重兼一〇九九	横島 喜作
東広島市高屋町重兼一〇九九	山根 徳一
東広島市高屋町重兼一〇九九	山田 耕三
東広島市高屋町重兼一〇九九	戸田 正之
東広島市高屋町重兼一〇九九	岡崎 智
東広島市高屋町重兼一〇九九	重満 勘藏

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)